

第5回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年5月7日（月）
- 2 開会日時及び場所 平成30年5月7日（月） 午後2時02分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年5月7日（月） 午後3時18分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定
28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保
36番 川内 幸徳			

(2)欠席者（1名）

11番 松尾 文昭

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第23号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第26号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第7 議案第27号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第8 議案第28号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

日程第9 議案第29号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後2時02分開会

○事務局長（坂本 英知君） それでは、農業委員会等に関する法律第28条第4項に規定されています雲仙市農業委員会農地部会の委員の皆様の出席者が過半数に達しておりますので、農地部会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにち。昼間の仕事でお忙しい中、また足元のお悪い中にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成30年第5回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方、よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第23号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第26号農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について、議案第27号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第28号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第29号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上8件を付議します。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、1番、水口委員、3番、大島委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第22号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） 議席番号３３番、渡邊です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） １８番、内田です。

耕作利便のために買うわけですけど、耕作利便のために買うにしては、１反３畝くらいを１０万というのはちょっといかなものかなという気が、余りにも安過ぎるし、場所的に見ても、そう悪くないので、何かこれはどういうもんか、ちょっと。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 現地調査会の際にも譲渡人と譲受人の関係を聞かれましたので、確認したところ親戚ということで、どうしてもこの人じゃないと買ってもらえないということということで上がっております。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（１８番 内田 弘幸君） いや、単価の件ですね。どうしても買うてもらわないかん相手が、あなたじゃなきゃだめですよということで、いくらでもよかけんということですかね。

○事務局（増富 浩彦君） そうです。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２２号受付番号１番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号２番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号2番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号3番、4番は、借受人、申請人が同一で、貸借・売買の申請ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号3番、4番については、新たに農地を取得し、営農を始める案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号3番、4番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 18番、内田です。

先ほどは1反3畝で10万で、今度は2反1畝で30万、どうも全体として考えたときに、本当、農地の価値を余りにもなくすような取引が行われているような気がするものですから、ちょっとこういうのは、もうちょっと何か農業委員さんが入ってどうかできんもんかなと思いました。これはまた親戚関係ですかね。

○委員（1番 水口 正好君） 親戚じゃないです。譲渡人の住宅まで買い受けをして、契約をしようということです。

申請番号3番の農地については、宅地と一緒にやるということのいろいろな話があったそうです。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号3番、4番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号５番、６番は借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号５番、６番については、新たに農地を取得し、営農を始める案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号５番、６番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２２号、受付番号５番、６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号７番の審議に入ります。地元委員の意見をお聞かせください。大島委員、お願いします。

○委員（３番 大島 忠保君） 議席番号３番、大島です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号７番については、不在地主である譲渡人が、長年管理を行ってきた譲受人へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２２号、受付番号７番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（８番 本田 岩勝君） 議席番号８番、本田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８番については、親戚から買い受ける案件で

す。現地調査会では、譲受人が本当に農業に従事しているのかどうかという質問がありました。事務局に確認をお願いしていますので説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

事務局の説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） この譲受人について、代理人である行政書士のほうにちょっと確認をしたところ、休みの日にはお手伝いをしているということでお答えがありました。そればかりじゃ、ちょっと信用できなかったものですから、譲受人さんのお父さんに年間日数はどのくらい耕作に協力をしてもらっているということで一筆入れてもらように連絡はしているところです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号８番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２２号、受付番号８番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第２３号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第２３号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１番は、申出者が、長崎地方裁判所島原支部平成２８年（ケ）第６号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものでございます。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） 議席番号３３番、渡邊です。

農地法第３条第１項目的の買受適格証明願の受付番号１番については、農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２３号、受付番号１番は、願出のとおりで

あることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第23号につきましては、落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第24号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号1番及び2番については、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号2番及び5番で変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第25号、受付番号2番について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第24号、受付番号1番及び議案第25号、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号2番について、申請地は、平成29年6月に一般個人住宅用地として転用許可を受けたものの、事業が着工されておりませんでした。

新たな申請人は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であります。なお、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地であると考えられます。しかし、申請地が、その周辺集落へ接続しているため、第1種農地の不許可の例外

に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当する事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、計画変更承認及び転用許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第24号、受付番号1番及び議案第25号、受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第24号、受付番号1番の計画変更承認申請及び議案第25号、受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、議案第24号、受付番号1番の計画変更承認申請を承認し、議案第25号、受付番号2番の転用申請を許可することに決定いたしました。

次に、受付番号2番及び議案第25号、受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号2番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号5番について、申請地は、平成13年1月に倉庫用地として転用許可を受けたものの、事業が着工されておりました。

新たな申請人は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。調査会では、隣接農地への影響についての質問がありました。事務局に確認をお願いしておりましたので説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 申請書の添付書類のなかに住宅の建設計画図があるんですけども、別添資料の2の47ページをごらんください。調査会の中で、余りにも隣接農地にくっついた形で家が建って、隣接農地が日陰になるんじゃないかというご質問がありました。行政書士のほうに確認をしたところ、その説明を隣接農地所有者にはちゃんとしているということで、補償も考えているということで話をもらっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第24号、受付番号2番及び議案第25号、受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第24号、受付番号2番の計画変更承認申請及び議案第25号、受付番号5番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第24号、受付番号2番の計画変更承認申請を承認し、議案第25号、受付番号5番の転用申請を許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第25号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号1番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は農振白地であり、雲仙市役所国見総合支所から300メートル以内に存在することから、第3種農地と考えられます。本申請に至った経緯について、事務局より説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 本来、無断転用ということで、もとに戻す、農地に戻してからの申請になる案件だと思われます。しかしながら、ここの国見町の文化会館につきましては、図書館とか多目的ホール等で使用されておりまして、地域の老人会とか地域活動ほか幅広い市民生活を支援している施設だと考えられます。

また、安全性等の一定の基準を満たす施設として地域住民が災害の危険から逃れるための避難場所にも指定されていることなどを考慮しまして、すぐにでも、この追認許可でできるならばということで申し入れがっておりますので、許可相当になるんじゃないかということで事務局のほうでも申請を受け取っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

これは国見のまほろばの駐車場だと思いますけど、ここに書いてある賃借人は、雲仙市長、金澤秀三郎で、顛末書は雲仙市教育長、山野義一でなっとうとですけど、顛末書も市長名で書いてもらわんばいかんとやなかかなと思うんですけども、説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） 実際、今内田委員さんが言われたとおりになるかとは思われるとですけども、今現在の、このここを総括、管理しているのが、雲仙市教育委員会山野教育長であるということで、市長より教育長のほうの顛末書を、旧国見町時代からのいきさつ等を踏まえて、教育委員会が継続して受けているものですから教育長でいいんじゃないかということで事務局で判断して、教育長の顛末書になっております。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい、わかりました。でも、これは平成１５年７月から、旧国見町、当時から雲仙市になってから引き継いで、１５年ぐらいたつとるわけですたいね。これが途中でわからんやった市が、こういう、ずさんなことじゃ、一般の人に農地はもとに戻せとかいうことから考えたときに、こういうところは、やっぱり今後一切なかような方向で、今の雲仙市の中には、こういう案件は存在しないというような調査をお願いしたいと思います。

○委員（３５番 小筏 正治君） ちょっといいですか。

○議長（馬場 保君） 小筏委員。

○委員（３５番 小筏 正治君） ただいま内田委員から言われることはもっともだとは思んですけど、１５年といいますと、私もまだ農業委員になる前のことでございまして、これが発覚したのは課税の関係で発覚したそうです。本当は、無断転用ですから一度農地に戻してから申請するのが、許可相当のような感じはするんですけど、今説明がありましたとおり、皆様がいろいろと利用価値がある、利用されているということで、これもやむを得ないだろうということで、現地調査会のほうでは認めざるを得ないというようなことでなりましたので、非常に皆様方にはご迷惑かけましたけど、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 追認申請自体には、もう私のほうもこれは仕方ないなと思うんですけど、一応、ここに顛末書が添えられている以上、顛末書は２回も３回も書くもんじゃなかもんですけん、やっぱ顛末書の意味っちゅうところをやっぱちゃんとわかった上で、今後ちゃんとした調査をして、もう本当、こういうのがないというようにしてもらいたいと思います。

○事務局（増富 浩彦君） よかですか。事務局から。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） こういった案件、市のほうで農地を借りて公共の施設に供しているような案件が、いっぱいあるとですけども、今内田委員さんが言われたように調査を今かけてもらっているところでございます。もしかすれば、その調査の結果によっては出てくるかもしれませんので、そのときは、この様なことがなくなるようきっちり対応していかなくては思っておりますので、今回、これでご了承願えればと思います。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号1番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

受付番号2番については、先ほど審議していただきましたので、次に、受付番号3番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号3番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第1項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号3番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号3番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号4番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たっては問題ないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号4番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号4番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。受付番号5番については、先ほど審議していただきましたので、次に、受付番号6番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号6番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号6番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第26号農地法第5条第1項目的の買受適格証明願についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

(議案第26号について議案書をもとに説明)

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

受付番号1番は、申出者が、長崎地方裁判所島原支部、平成28年(ケ)第6号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものでございます。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員(33番 渡邊 茂徳君) 議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の受付番号1番について、申請人は、宅地の一部への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員(16番 森崎 茂徳君) これは農地ですか。よう見たら、資材置場んごとあるんですけど。

○議長(馬場 保君) 事務局、説明を求めます。

○事務局(増富 浩彦君) 資材置場に見えますが、実際は無断転用で、この登記簿上の地目が農地になってますので、裁判所の入札物件に農地として上がっております。本案件は、申請者が宅地の一部で欲しいということで5条の適格証明書を出してこられておりますので、入札資格があるかどうかの審査ということで申請を受けております。

○議長(馬場 保君) よろしいですか、森崎委員。

○委員(16番 森崎 茂徳君) はい、わかりました。

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第26号、受付番号1番は、願出のとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、願出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第26号につきましては、落札者が決定し、農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第7、議案第27号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、吉田良一委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いいたします。

(14番 吉田良一委員 退場)

○議長(馬場 保君) 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(北尾 祥君)

(議案第27号について議案書をもとに説明)

○議長(馬場 保君) ありがとうございました。

15ページ1番から19ページ34番は、貸借権による案件、20ページ、15番から21ページ、20番は、所有権移転による案件、22ページ、21番から23ページ、26番は、農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。議案第27号に対する質疑を行います。

まず、15ページ、16ページについて、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ないようですので、次に、17ページから18ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ないようですので、次に、19ページから20ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ないようですので、次に、21ページ、22ページについて、ご質疑ありませんか。森崎委員。

○委員(16番 森崎 茂徳君) この譲受人さんってえらい安い価格で畑を、買われるんですね。どんな条件ですかね。

○議長(馬場 保君) 事務局に説明を求めます。

○事務局(増富 浩彦君) 所有者の方が県外在住ということで、売れるときに買ってくださいの方がいるときに売ってしまうということで、たまたまこの譲受人さんがいらっしゃったということでお話は聞いております。

以上です。

○議長(馬場 保君) 森崎委員、よろしいですか。

○委員(16番 森崎 茂徳君) はい、わかりました。

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、２３ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第２７号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで、吉田委員の入室を求めます。

（１４番 吉田良一委員 入場）

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解していただきましたので、報告いたします。

次に、日程第８、議案第２８号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第２８号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第２８号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２８号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第２８号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第９、議案第２９号農地法第２条第１項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第２９号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

整理番号1番、2番は隣接地ですので、一括して審議いたします。ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第29号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後、非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後3時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 5月 7日

議 長

署名委員

署名委員